

教育・保育給付認定を申請されるみなさまへ

入所・入園のための申請に
個人番号(マイナンバー)の申告と本人確認が必要となりました

○対象：前年または当年1月1日に坂出市に住民登録がない方

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行に伴い、入所・入園の申請を行う際には、個人番号(マイナンバー)の申告が必要となりました。

教育・保育給付認定の申請(入所・入園申し込み)を行う際は、「坂出市教育・保育給付支給認定申請書兼現況届兼保育施設等入所申込書」に個人番号(マイナンバー)を記載の上ご提出ください。

また、申請書提出の際には、正しい番号であることの確認(番号確認)と提出に來られた方が本人であることの確認(身元確認)を行いますので、以下の本人確認書類もご持参ください。

○持参いただく本人確認書類(①と②の両方)

①番号確認書類

「申請者」として記載された方(ごきょうだいで入所・入園されることとなる場合は同じ方が申請者)の「個人番号(マイナンバー)カード」・「個人番号(マイナンバー)が記載された住民票」・「個人番号通知カード(記載事項に変更がないもの)」のいずれか

②身元確認書類

申請書提出のため窓口に来られた方の官公署が発行した顔写真つきの身分証明書(運転免許証、パスポート、住基カード、障害者手帳等)

※顔写真つきの身分証明書をお持ちでない方は、保険証や年金手帳など官公署が発行した書類を2つ以上お持ちください。また、①で個人番号(マイナンバー)カード(顔写真つき)を提示された方は必要ありません。